

令和3年度 造林・生産事業の発注予定情報に係る説明会資料

～四国森林管理局における 発注者綱紀保持の取組について～



令和3年3月9日(火)
四国森林管理局 総務企画部
専門官(契約適正化・債権管理担当)

はじめに

日頃より、事業者の皆様におかれましては、
四国森林管理局管内における造林・生産事業の
円滑な実施にあたり、ご理解・ご協力をいただき
き厚くお礼申し上げます。

発注者綱紀保持の取組み（経緯）

- 平成19年3月に地方農政局の水門設備工事で**談合事件**、同年5月に緑資源機構の林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務で**官製談合事件**が発覚
- 農林水産省における発注事務に対する国民の信頼確保が課題



- 平成19年7月に「**農林水産省発注者綱紀保持規程**」（19訓令第22号）
同年8月に「**農林水産省発注者綱紀保持マニュアル**」
同年10月に「**林野庁発注者綱紀保持マニュアル**」
を制定、研修等により職員のコンプライアンス意識の向上に取り組む



- しかし、平成23年度に**広島管理署において加重収賄事案**
更に平成25年度に**奈良事務所において公契約関係競売入札妨害事案**が発覚



- 平成26年7月に「**農林水産省発注者綱紀保持規程**」を改正
同年8月に「**農林水産省発注者綱紀保持マニュアル**」を改正
これを踏まえて、同年10月に「**林野庁発注者綱紀保持マニュアル**」を改正
- **発注担当職員、管理監督者及び発注担当職員以外の職員**の綱紀保持の周知・徹底、意識高揚が不可欠となった

発注者綱紀保持の取組み（ホームページへの掲載）

四国森林管理局

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

リンク集

[ホーム](#) > [公売・入札情報](#) > [一般競争入札一覧](#) >

入札公告

ホームページ

(事業名) ○○○○○○○○○○○○○○○○

令和 年 月 日

入札公告（素材生産請負事業）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

○○○署 ○○○○

[入札公告\(PDF：209KB\)](#)

[入札説明書\(PDF：379KB\)](#)

[契約書（案）\(PDF：518KB\)](#)

[工事費内訳書\(EXCEL：66KB\)](#)

「発注者綱紀保持に関するお知らせ」

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合など、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

発注者綱紀保持の取組み（マニュアルの掲載）

四国森林管理局

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

リンク集

[ホーム](#) > [公売・入札情報](#) > [公売・入札等に関するお知らせ](#) > [発注者綱紀保持に関するお知らせ](#)

発注者綱紀保持に関するお知らせ

林野庁直轄事業の発注事務に係るアンケート調査結果について

[林野庁直轄事業の発注業務に係るアンケート調査結果について](#)（林野庁へリンク）

「事業者の皆様へのお知らせ」

発注者綱紀保持対策について

(1) [事業者の皆様へのお知らせ](#)

「四国森林管理局発注者綱紀保持マニュアル」
【令和2年8月改訂】

(2) [農林水産省発注者綱紀保持規程の制定について](#)（PDF：8KB）

(3) [四国森林管理局発注者綱紀保持マニュアル](#)（PDF：1,362KB） 【令和2年8月改訂版】

(4) [四国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領](#)（PDF：71KB）

発注者綱紀保持規程の目的（規程第1条）

発注事務に関し、

- ① 発注担当職員・管理監督者の法令遵守等の責務
- ② 事業者との応接方法
- ③ 第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について定めることにより、



発注担当職員及び管理監督者が、

「**自覚すべきこと**」、「**実行すべきこと**」を規定



発注事務の適正性・透明性の向上、発注事務に係る綱紀の保持を図り、
もって**国民の信頼を確保すること**

入札談合情報及び公益通報（規程第4条）

■ 入札談合情報

管理監督者、発注担当職員が、マスコミや匿名の一般人等外部からの談合情報を把握した場合

公正入札等調査委員会へ通報

法令違反の確証が得られない
情報の場合



〇〇工事は
××建設が
落札予定！

通報

談合情報
マニュアル

公正入札等調査委員会
事務局：局総務企画部（経理課）

職員による法令違反
が判明した場合

関係資料を
大臣官房秘書課に提出

■ 公益通報・相談

「公益通報者保護法」による通報等を受けた場合

「農林水産省職員内部通報対応要領」の
通報等受付・相談窓口に報告

職員による法令違反又は法令違反
になりつつある情報

農林水産省職員内
部通報対応要領

報告

△△工事の予定
価格は車〇台分
かな。

通報等受付・相談窓口
局総務企画部（総務課）



ポイント①

☆ 管理監督者又は発注担当職員が**入札談合に関する情報を把握**した場合は、

⇒ **公正入札等調査委員会**へ通報します。

☆ 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法による公益情報及びその相談を受けた場合は、

⇒ 農林水産省職員内部通報処理要領に定める**通報等受付・相談窓口**へ報告します。

秘密の保持（規程第6条）

■ 秘密保持情報

落札決定前の予定価格、競争参加者名等の発注事務に関する職務上知り得た秘密

■ 禁止される行為

- ① 当該建設工事等に係る発注担当職員以外への教示・示唆、目的外利用
- ② 秘密に関する書類の庁舎外への持出し、送付等
- ③ 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部の謄写、複製

①未公表情報の教示

公表前の情報についてはお答えできません。



②積算書等を他者に見られる

秘密書類を出しっぱなしで席を立っちゃダメだよ！！



③職員同士の教示

この契約の予定価格はいくらなの？

君はこの契約の担当じゃないから、教えられないよ！



④入札時等に予定価格を類推させる言動

惜しいなあ！
今年の工事は、運搬路等条件が良いからなあ！



⑤庁舎外への持出

積算途中だから、残りは家に持ち帰ってやろう！！



秘密の保持（規程第6条）

- 特定の業者に、入札参加資格申請書を提出済の他の業者の名前を教示、示唆。
- 入札参加予定者の数（あるいは、一者入札になる見込み）を教示、示唆。
- 公表前の設計金額、予定価格及びその概算額・目安・ヒントを教示、示唆。
- 低入札価格調査制度の調査基準価格を教示、示唆。
- 公表前の総合評価落札方式における技術点を教示、示唆。
- 公告前の発注案件について、仕様書等の内容を教示、示唆。

◎ 私たちは万が一にも、国民からあらぬ誤解を招く可能性のある行為をすることがあってはなりません。

事業者との応接方法（規程第7条）

1 公平かつ適正な対応

一部の事業者に有利又は不利になるような取り扱いはしない



■ 特定の事業者との不適切な接触

- ☆ 秘密の漏洩と公正な競争の阻害につながるおそれ
- ☆ OB又は学校の先輩との接し方にくれぐれも注意
- ☆ 入札前は、廊下での立ち話であっても疑惑や不信を招くおそれ



2 受付カウンター適切な場所において、複数職員で対応

執務室への自由な出入を制限する旨、掲示等で周知（第12条）



■ 受付カウンター等オープンな場所で複数で対応

- ☆ 自席での対応は行わない
- ☆ 現場監督業務など、やむを得ず1人で対応する場合も、相手が利害関係者であることをわきまえて対応（保持すべき情報（入札前）と他の情報の区分等）
- ☆ 署長室等で事業者から営業活動等を受ける場合も発注事務に関することであれば、担当職員等を同席



事執務室への立入を制限する掲示と名刺受

お 願 い

適正な業務運営及び庁舎管理のため関係者以外の入室を制限しております。

以下の点についてご協力をお願いします。

- ・ 名刺は備え付けの「名刺受け」にお入れ下さい。
- ・ ご用の方は、室内の最寄りの職員にお申し出下さい。

四国森林管理局〇〇課長
〇〇森林管理署長



入室制限の掲示と「事業者の皆様へ」の配布(令和2年度改正)

事業者の皆様へ
～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～



入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)※を知っていますか?
職員が以下の行為に関与することは、法律で禁止されています。

①談合の明示的な指示
(具体例)・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明
(具体例)・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩
(具体例)・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
・公表前の発注情報(入札実施予定)の教示、示唆
・入札参加希望者の教示、示唆
・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の補助
(具体例)・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

〇〇森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限
・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
・職員にご用の方は、受付窓口(〇〇課〇〇係、又は、総務グループ)へお申し出ください。
・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

②事業者との応接方法
・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応
・不当な働きかけとは、
予定価格を開き出す行為、入札参加者を聞き出す行為、技術評価点を開き出す行為、公表前の発注情報等を聞き出す行為などです。
・不当な働きかけがあった場合は、事業者名(氏名)、内容等を記録し、報告、公表します。

〇物品の贈与等は固くお断りします。
国家公務員は、法令により、利害関係のある事業者の皆様から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、車での送迎などサービスの提供を受けることや、一緒に麻雀・ゴルフ・旅行等をすることは禁止されています。

違反した職員は、懲罰を受け取らなくても、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により失職します。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

令和〇年〇月〇日
〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事業者の皆様へ
～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～

入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)※を知っていますか?
職員が入札談合に関与することは、法律で禁止されています。



入札談合等関与行為

①談合の明示的な指示
(具体例)・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明
(具体例)・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩
(具体例)・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
・公表前の発注情報(入札予定)の教示、示唆
・入札参加希望者の教示、示唆
・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の補助
(具体例)・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、懲罰を受け取らなくても、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により失職します。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

令和〇年〇月〇日
〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限
・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
・職員にご用の方は、受付窓口(〇〇課〇〇係、又は、総務グループ)へお申し出ください。
・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

②事業者との応接方法
・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応
・不当な働きかけとは、
予定価格を開き出す行為、入札参加者を聞き出す行為、技術評価点を開き出す行為、公表前の発注情報等を聞き出す行為などです。
・不当な働きかけがあった場合は、事業者名(氏名)、内容等を記録し、報告、公表します。

〇物品の贈与等は固くお断りします。
国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが禁止されています。
・金銭や物品の贈与
・酒食等のもてなし(接待)
・車での送迎など、無償でのサービス提供
・一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
・金銭の貸付け
・無償での物品や不動産の貸付け など

令和〇年〇月〇日
〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

執務室の出入口やテーブルに掲示用

執務室の出入口や打合せテーブルに
「事業者の皆様へ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～」を掲示、官製談合防止、不当な働きかけがあった場合の対応、国家公務員倫理について、事業者等に対し周知

事業者に配布用



第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応（規程第10条）

- 発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、**第三者からの不当な働きかけ**を受けた時は、**当該働きかけを拒否**しなければならない

また、当該第三者に対して、「**不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する**」旨を伝えなければならない

「第三者」とは

発注事務関係職員以外の職員、競争参加有資格者である事業者（法人、個人、役員、従業員等）を含む幅広い者が対象

第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応（規程第10条）

「不当な働きかけ」とは（第10条1～8号）

競争参加資格に関する依頼

- ①自らに有利な資格設定（実績要件等）
- ②自らの指名、他者の非指名

受注に関する依頼

- ③自らの受注、他者の非受注

公表前の情報聴取

- ④公表前の予定価格、調査基準価格等
- ⑤公表前の総合評価落札方式の技術点
- ⑥公表前の発注予定
- ⑦公表前の入札参加者

その他

- ⑧特定の者への便宜・利益・不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

■ 特定業者に利益となる依頼にはお答えできません。

■ 当署では、このような働きかけを受けた場合、氏名も含め、内容を記録・公表することがあります。



発注担当職員からの報告等（規程第11条）

自ら担当する発注事務に関し、**不適切な事実を確認**したり、事業者から**不当な働きかけを受けた場合は**、発注者綱紀保持担当者等に**速やかに報告等**

発注担当職員

職員の責務（第3条）、秘密の保持（第6条）、事業者との応接方法（第7条第1項）に抵触する事実を確認したとき

又は

不当な働きかけ（第10条各号）を受けたとき



報告

報告書に正確に記録し報告

所属の長（局課長、署長等）
発注者綱紀保持担当者
（局総務課長）

報告

発注者綱紀保持責任者
（局総務企画部長）

報告

発注者綱紀保持委員会

報告を調査分析

関連情報を取りまとめて遅滞なく

不当な働きかけと認めた場合

「働きかけ」の公表（閲覧及びHP）

官製談合防止法（１）

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）

公共事業発注者（国、地方公共団体、独立行政法人等）の談合への関与を防止する法律
国等の職員が入札談合等関与行為（法第２条第５項各号の４類型）をしていた場合

- ① 公正取引委員会が必要な改善措置を要求（内容・理由を記載した書面を交付）
- ② 国等は、損害、職員の賠償責任の有無等を調査
- ③ 職員が故意又は重大な過失で国等に損害を与えた場合の損害賠償請求を規定
→職員が公正を害する行為を行った時は５年以下の懲役又は２５０万円以下の罰金

入札談合等関与行為（４類型）

①談合を行わせる



今年度の各社の
年間受注目標は
これで頼むよ。

②契約相手方等の指名、意向の教示・示唆



△△地区は
□□会社が
いいかな。

③秘密情報の教示・示唆

〇〇工事の
予定価格を
教えてください
ませんか？



あの工事は
車〇台分かな。

④特定の談合の幫助（特定業者参加に便宜）

分けてやるか
ら頑張ってよ。



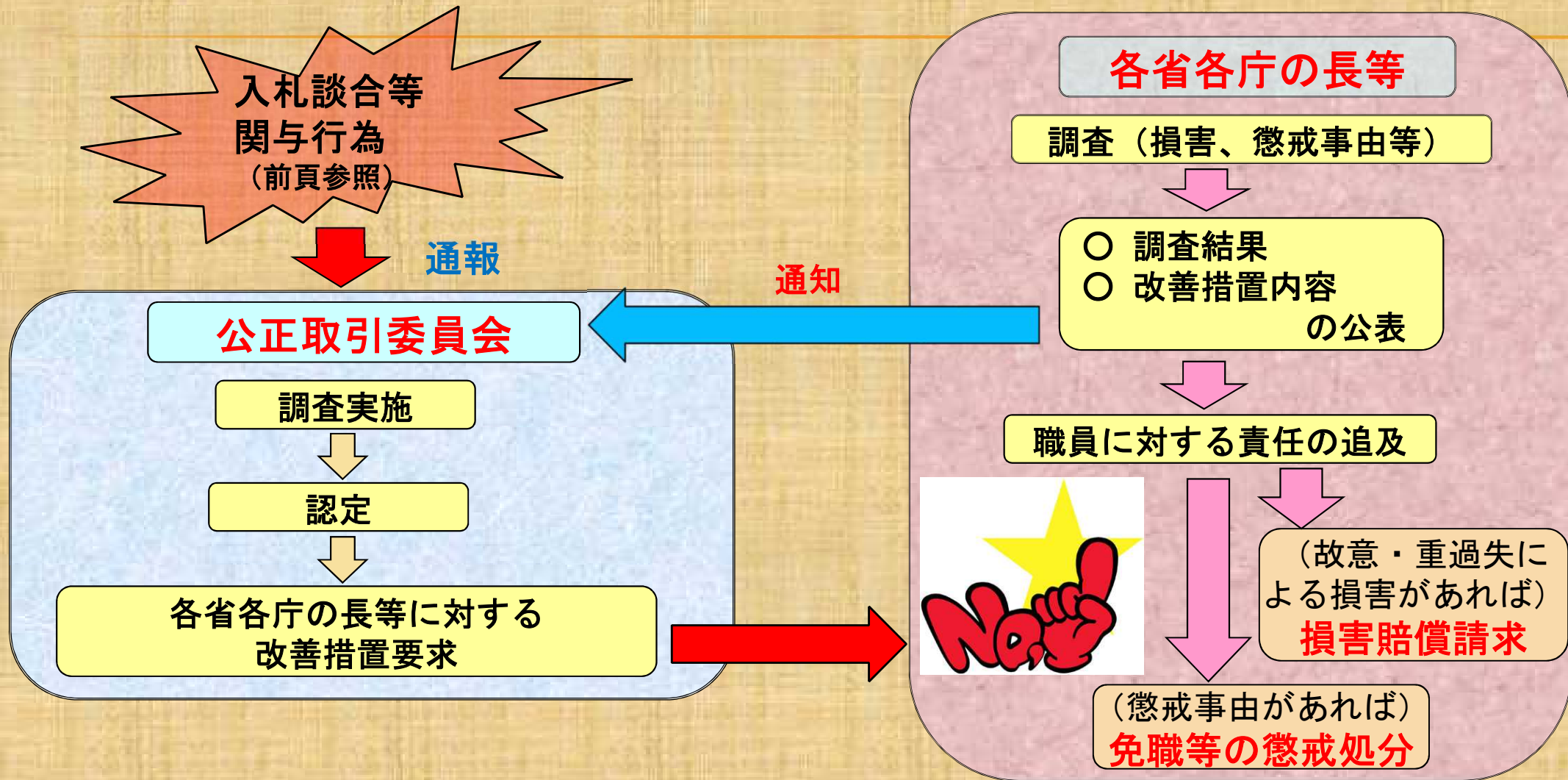
××地区を取
りたいたので分
割発注して貰
えませんか。

ポイント②

○ 入札談合等関与行為の典型事例

- 1 談合の明示的な指示
(入札談合を行わせる行為)
- 2 受注者に対する意向の表明
(契約相手方となる者をあらかじめ指名する行為)
- 3 発注に関する秘密情報の漏えい
(予定価格が容易に推測できる情報や総合評価落札方式における技術評価点等を漏えいする行為)
- 4 特定の談合の幫助
(入札談合を容易にする目的で入札参加者を指名する行為)

官製談合防止法（２）



【公正取引委員会への通知等件数の推移】

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
疑うに足る事実があるときの通知	14	7	1	7	5
任意の通報	369	433	415	357	342

出典：公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて」

官製談合防止法（3）

処分の概要

懲戒処分

「懲戒処分の指針」（平成12年3月31日付け職職一68人事院事務総長通知）において「**免職**」又は「**停職**」と規定

損害賠償請求

入札談合行為に関与した**工事の請負代金を基準に厳格に請求**。賠償請求権自体は、予算執行職員等の責任に関する法律及び民法に基づき発生

刑事罰

区分	刑法	官製談合防止法	独占禁止法
罪名	競売入札妨害罪、談合罪	入札等の妨害の罪	不当な取引制限の罪
懲役	3年以下	5年以下	5年以下
罰金	250万円以下	250万円以下	500万円以下

独占禁止法に関する処分及びそれに伴う罰則

公正取引委員会

①排除措置命令

違反行為をした企業に対し、速やかにその行為をやめ、その旨を周知し、再発防止策を講じるよう命令

②課徴金納付命令

不当に得た利益をもとに算出された課徴金を国庫に納付するよう命令

③刑事罰

違反行為が悪質である場合等には、検察へ通報し、刑事罰が科される

四国森林管理局

①指名停止

一定期間、競争入札の参加者として一切参加を認めない

②違約金の請求

国と受注者間で締結した工事請負契約約款の違約金条項により、請負契約額に約定の率を乗じた額を請求

③入札参加資格等における措置

一定期間、総合評価の審査において減点

ポイント③

○ 職員への懲戒処分【違反行為を行った職員に対する懲戒基準】

- 1 秘密情報の漏えい、入札談合等に関与する行為、虚偽公文書作成
⇒ 免職又は停職
- 2 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受ける
⇒ 免職、停職、減給又は戒告
- 3 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受ける
⇒ 減給又は戒告
- 4 利害関係者から金銭の貸し付けを受ける
⇒ 減給又は戒告

○ 事業者への処分事例

競売入札妨害又は談合
⇒ 指名停止など

不適正事例①（広島森林管理署における加重収賄等事件）

森林整備事業

概要

◎ 平成23年8月～10月、広島署発注に係る素材生産事業の一般競争入札において、業者が作成して提出すべき技術提案書を職員が作成するなどの便宜を図る見返りに、複数の職員が商品券、飲食及び宿泊などに係る賄賂を収受した加重収賄等の容疑で広島県警が逮捕。

また、度重なる飲食接待等を行った請負事業者も贈賄容疑で同県警が逮捕。

○ 翌年1月、**職員3名**それぞれに、懲役2年 執行猶予4年(追徴金約23万円)
懲役2年 執行猶予4年(追徴金約21万円)
懲役2年6月 執行猶予4年(追徴金約75万円)の有罪判決

○ また、同年2月、**当該請負事業者にも懲役3年 執行猶予5年の有罪判決**

判決理由

共犯者(職員)との関係では主導的と言える。

被告人が供与した賄賂の額は合計約120万円にものぼるものであり(途中略)本件各犯行は、約1年7か月の間に多数回繰り返し行われ(途中略)森林管理署の職員3名と業者が癒着した上でなされた常習的な犯行と言える。故に、被告人の刑事責任被告人は、賄賂を供与するなど積極的な働きかけをして、これらの行為を行ったのであり、は重い。

○ **職員3名の懲戒処分：免職**

当該請負事業者：**20ヶ月間の指名停止**

なぜ起こったか？

- 事業者が作成すべき技術提案書や関係書類を職員が代行して作成
- 事業の予定価格等秘密事項を教示
- 便宜を図る見返りに事業者からの度重なる飲食接待、金銭・物品の受領

不適正事例②（奈良森林管理事務所における官製談合事件）

治山
工事

概要

◎ 平成26年1月、奈良森林管理事務所発注に係る治山事業において、特定の業者社長に工事の予定価格に近い金額を教示し入札・落札させ、便宜を図る見返りに供応接待等(贈物、飲食)を受けた、官製談合防止法違反容疑で奈良県警が逮捕。

また、職員から秘密情報を聞き出した請負事業者も同容疑で同県警が逮捕。

○ 同年2月～5月、**両者にそれぞれ懲役1年6月 執行猶予3年の有罪判決**

判決理由

悪しき慣行である両者の癒着を背景にしており、社会的な影響も大きい。
(参考)

希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢や、先輩、業界団体に再就職したOBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由で「悪しき慣行」と指摘された。

○ **同職員の懲戒処分: 免職**

当該請負事業者: **12ヶ月の指名停止**(後に4ヶ月追加し **計16ヶ月**)

なぜ起こったか？

- 特定の事業者に秘密情報(予定価格に近い金額)を教示
- 特定の事業者ほか2者から供応接待等

治山工事における収賄容疑情報

(関東森林管理局管内 令和2年7月新聞報道)

林野庁元所長逮捕

県警 収賄容疑、業者から40万円

林野庁発注の治山工事を巡り、工事の遅れを見逃すなど業者に便宜を図った見返りに現金40万円を受け取ったとして、県警捜査2課などは25日、収賄の疑いで、同庁関東森林管理局大井川治山センター(静岡県川根本町)元所長で無職増田茂

容疑者(63)＝平塚市徳延＝を逮捕した。県警は同容疑者の認告を明らかにしていないが、同容疑者には借金があつたといひ、受け取った賄賂を借金の返済などに充てたとみて調べている。県警は同日、松田署に特別捜査本部を設置。癒着の

経緯や背景に関し、全容解明を進める。逮捕容疑は、同センター所長だった2012、14年度に静岡県内の土木建築会社が請け負った治山工事に關し、同社に便宜を図った見返りに、異動後の15年11月ごろ、同社の男性社長から現金計40万円を受け取った、としている。贈賄側については公訴時効が成立している。

同課によると、同容疑者は12年4月、15年3月、同センター所長を務めた。この間に同社が請け負い、静岡県内で行われた少なくとも五つの治山工事(契約額計約4億5千万円)で、工期内に完成していないにもかかわらず、部下に虚偽の書類を作成するよう指示するなどして完成したように装ったなど、繰り返し同社に便宜を図っていた疑いがあ

る。同社は、契約解除や遅延損害金の支払いなどを免れていた。同容疑者は1989年4月から約2年間、同センターの前身である事業所に勤務し、このころに男性社長と接点があったとみられる。所長就任前の2008年(ころから男性社長に「金を貸してほしい」などと無心していたという。関東森林管理局は「元職員の逮捕は遺憾。事実を重く受け止め、解明に向けて警察の捜査に協力していく」とコメントした。(報道部)

大井川治山センターにおける収賄事件（令和2年発覚）

概 要

（株）ヤマエイ長島建設の代表取締役は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、関東森林管理局大井川治山センターから受注した治山工事請負契約に関し、完成検査など便宜を図ってもらった見返りとして、同センター異動後に元所長へ40万円の現金の贈賄行為を行っていた事実が当該事件の公判において、明らかとなった。

原 因

- 工期内に完成していない工事に対して、完成したように見せかける虚偽の書類の作成を部下に指示（少なくとも5件の治山工事）
- 以前に事業者から、190万円の借金があった

受注業者側

- 契約解除や、遅延損害金の支払い等を免れるため

処 分 等

- 贈賄行為の公訴時効（3年）は成立しており、逮捕等を行われていない
- 事業者に対しては、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準「不正又は不誠実な行為」として、**指名停止措置 9ヶ月**

(家族も公判で証言を求められ、辛い思いをする例)

「逮捕された元職員の家族による公判での証言」より

「一番ショックを受けたのは子供でした。
ご飯も食べられなくなってしまいました。」

「周りの人が事件を知っていると思い、
買い物にも行けなくなりました。」

「社会からの信頼、財産、家族の笑顔まで
失いました。」

「子供は学校にも行きづらくなりました。」



ま と め

入札情報は 秘密



～発注者の三原則～

1. 発注秘密(入札業者名、参加業者数、予定価格**etc**)は漏らさない!
(業務以外のコピー、持ち出し禁止)
2. 事業者との応接は、
平等に、オープンな場で!
3. 不当な働きかけは断固拒否!



職員の利害関係者との禁止行為

—国家公務員倫理規程—

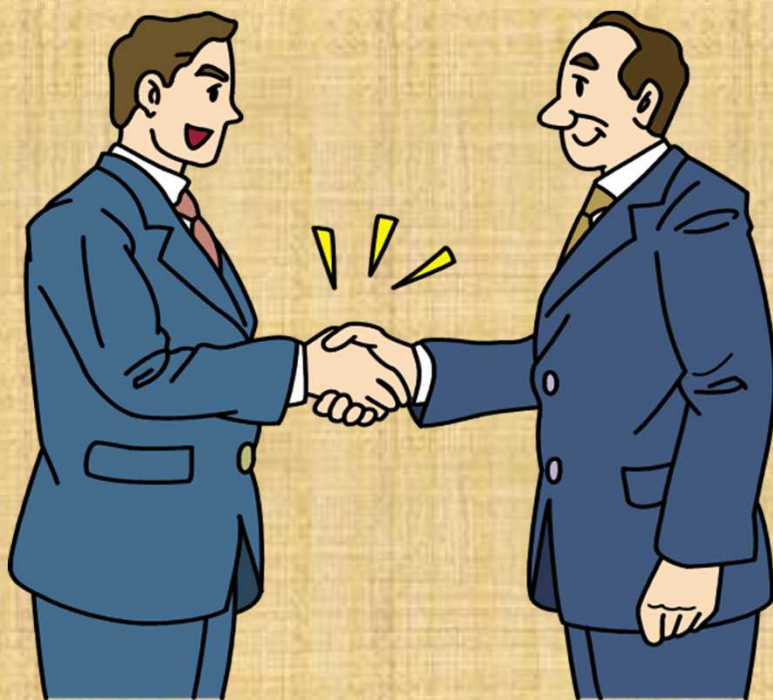
利害関係者との間における規制（倫理規程第3条第1項）

（贈与、無償のサービス提供、供用接待、ゴルフ等について）

- ① 金銭、物品等の贈与を受けてはならない。（倫理規程第3条第1項第1号）
- ② 金銭の貸し付けを受けてはならない。（同項第2号）
- ③ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けてはならない。（同項第3号）
- ④ 無償でサービスの提供を受けてはならない。（同項第4号）
- ⑤ 未公開株式を譲り受けてはならない。（同項第5号）
- ⑥ 酒食等のもてなしを受けてはならない。（同項第6号）
- ⑦ 共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行をしてはならない。（同項第7号、8号）
- ⑧ 利害関係者に要求して、第三者に対して上記①～⑦の行為をさせてはならない。（同項第9号）

森林管理局署等では、「**してはいけないことはしない。**」
「**しなければならないことはする。**」取組を行っています。

これからも発注者綱紀保持の取組を推進して参りますので、
事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



ご静聴
有難うございました。